

認知症施策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要 件	備 考	国庫 補助 (有・無)
2 認知症疾患医療 機能強化補助金	認知症患者の更なる増加に対応するため、認知症専門医等の 養成に係る次の事業に要する経費 1 認知症専門医の養成に係る経費 2 認知症専門スタッフの養成に係る経費	国立大学法人熊本 大学	別に定める基準額と対象経費 の実支出額とを比較して少 ない方の額を選定額とし、選 定額と総事業費から寄付金そ 他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額に別 に掲げる補助率を乗じた額	事業内容の変 更（ただし、 軽微な変更を 除く。）をす る場合		無
3 認知症サポー ターアクティブチ ーム活動支援事業補助 金	認知症アクティブサポーターが中心となった認知症の方やそ の家族の見守り体制づくり（日常的な見守り体制づくり、居場 所づくり等）を行う団体の活動の立上げに要する経費	認知症アクティブ サポーターが中心 となった見守り体 制づくりに取り組 む団体	1 団体当たり200千円以内	交付決定後の 事業内容の変 更（ただし、 軽微な変更を 除く。）をす る場合		無
4 介護保険低所得 者対策事業費補助金	平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通 知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の 軽減制度の実施について」に基づき市町村が実施又は補助する 次の事業に要する経費 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事 業 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽 減措置事業	市町村	3／4 以内	事業に要する 経費の区分間 における費用 の配分の変更 （それぞれの 配分額のいづ れか低い方の 額の10%以内 の変更を除 く。）		有